

甲府市事業継続支援給付金支給事業実施要綱

令和2年7月13日

産第4号

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上の減少など、大きな影響を受けた市内の中小企業者及び小規模事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、予算の範囲内において、甲府市事業継続支援給付金(以下「支援給付金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象事業者)

第2 支援給付金の支給対象事業者は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事業所を有する中小企業者又は小規模事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者又は小規模事業者)であること。ただし、次に掲げる事業者は除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

(2) 2020年4月1日時点において開業し、申請時において営業している者で、引き続き1年以上営業する意思があること。

(3) 営業に関して必要な許認可等を取得していること。

(4) 申請時において、本市の市税に未納がないこと。

(5) 代表者又は役員等が甲府市暴力団排除条例(平成24年3月条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(6) 申請時において、国の実施する持続化給付金を受けていないこと、又は、今後も受ける予定のないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は支給対象としない。

(1) 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条別表第一に規定する公共法人

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者(当該者から委託を受け同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者を含む。)

(3) 政治団体

(4) 宗教上の組織又は団体

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

(支給要件)

第3 支給対象事業者に対する支援給付金の支給要件は、次に定めるとおりとする。

(1) 2020年3月から6月までのいずれか1月における売上高が、2019年の同月の売上

高と比較して20%以上50%未満減少していること。

- (2) 事業開始後1年未満で前年の売上高と比較できない場合は、2020年3月から6月までのいずれか1月における売上高が、事業開始から2020年6月までのうち、連続する3月の売上高の平均と比較して20%以上50%未満減少していること。

(支給額)

第4 支援給付金の支給額は、1事業者につき10万円とする。

(給付金の受付期間)

第5 支援給付金の受付期間は、2020年7月20日から2020年10月30日までとする。

(給付金の申請等)

第6 支援給付金の支給を受けようとする者は、甲府市事業継続支援給付金支給申請書兼請求書(第1号様式)に次の書類を添付して、郵送により申請するものとする。

- (1) 2020年3月から6月までのうち、申請しようとする月の売上高がわかる資料
- (2) 2019年3月から6月までのうち、申請しようとする月の売上高がわかる資料及び確定申告書の写し
- (3) 事業開始後1年未満の者は、(1)及び事業開始から2020年6月までの連続する3月の売上高がわかる資料並びに2019年中に事業を開始している者は確定申告書の写し
- (4) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、開業届、許認可証の写し等、事業内容や市内に事業所があることが確認できる書類
- (5) 給付金の振込先が確認できる通帳等の写し
- (6) 誓約書

(支給の支給決定等)

第7 市長は、第6の申請(請求)があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、甲府市事業継続支援給付金支給決定通知書(第2号様式)により通知し、速やかに支援給付金を支給するものとする。

(給付金の返還等)

第8 市長は、支援給付金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その支給決定を取り消し、支給した支援給付金の全額返還を命じるものとする。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により、支援給付金の支給を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(実地調査)

第9 市長は、事業継続支援給付金支給事業に係る予算の執行の適正を期すために必要があるときは、支援給付金の支給決定を受けた者から報告を求め又は職員による実施調査を行うことができる。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

(失 効)

- 2 この要綱は、令和2年10月30日限り、その効力を失う。